

## 沖縄国際大学 生成AIに関するガイドライン【教職員向け】

学長 安里 肇

本ガイドラインは、本学の教職員が授業・研究・業務等で生成AI（ChatGPT等）を利用する際の基本的な考え方と留意事項を示すものです。ここでいう生成AIには、文章生成AIだけでなく、画像・音声・プログラム等を生成するAI、ならびに検索サービスやオフィスソフト等に組み込まれた生成AI機能も含みます。

本ガイドラインは「一般的な原則」を示すものです。利用にあたっては、法令（著作権、個人情報保護等）、学内規程、各サービスの利用規約を遵守してください。また、外部の生成AIサービスを個人で利用する等の場合も、学問的誠実性・情報の取扱い・権利保護の観点から、本ガイドラインの留意事項を守る必要があります。

なお、生成AIを取り巻く状況は急速に変化しているため、本ガイドラインは必要に応じて改訂します。

### 1. 大学における教育・研究・業務における基本的な考え方

本学での生成AIの利用について、基本的な考え方を以下にまとめます。

#### (1) 生成AIは、学習・研究・業務を補助する「ツール」

生成AIは、学びを深めるための補助（例：論点整理、要約、翻訳、文章校正、プログラミング学習の補助、企画等）として活用し、最終的な理解・判断・表現は必ず自分自身で行ってください。

#### (2) 「学問における誠実性（Academic Integrity）」に反する利用は禁止

生成AIの使用有無にかかわらず、剽窃、盗用、捏造、改ざん等は不正行為です。

#### (3) 授業・課題・試験における学生の利用は、担当教員により指示を行う

生成AIの使用可否・使用範囲・明示方法は授業や課題ごとに異なります。指示が不明確な場合は、混乱するため、以下の表1を参考にして明確に受講学生へ通知してください。

表1. 授業で定める生成AI利用の範囲

AI利用の範囲	AI活用の概要	評価	活動例
①AIを使用しない :シラバスの「① 利用を認めない（教員の指示がある場合を除く）」に概ね該当	授業で指定された環境下において、AIを使用せずに課題に取り組む。授業で身に付けた知識・理解・スキルのみを用いて成果物を作成す	課題のすべての段階でAIを使用してはいけない。授業で学んだ知識やスキル、思考力、表現力を評価する。	対面試験・小論文・プログラミング・作文など、自分の力で作成する課題。

	る。		
②AI を支援ツールとして部分的に活用する ：シラバスの「②部分的な利用を認めると」に概ね該当	課題達成のための支援ツールとしてAIを部分的に活用することができる。AIを使って、アイデア出し、アウトライン作成、リサーチ、フィードバック、文章の添削、課題の改善などを行ってよい。ただし、最終的な提出物では、AIをどのように使用し、AIの提案をどのように発展・改善させたかを明示する必要がある。	AIを活用した成果物を自ら批判的に評価・修正・発展させて完成させる力を評価する。	レポートや論文の草稿をAIで校正・要約する。プレゼンテーションの構成案作成、プログラミングなどでコードの修正、PBLでの仮説検証等を行う。※AI利用の明示が必要。
③AI と協働して成果を作成する ：シラバスの「③全般的な利用を認めると」に概ね該当	課題の達成に向けてAIを自由に活用できる。AIを用いて創造的に問題解決、新たな視点やモノの見方を通して洞察の獲得や革新的なアイデアの開発などを行う。この段階では、AIを適切に指示・制御しながら、目標達成に向けて戦略的に活用する力が求められる。	成果物全体を通してAIを自由に（または課題の指示に従って）活用してよい。ただし、自らの批判的思考と判断を発揮しつつ、AIを使いながら課題を遂行する力を評価する。	PBLでのデータ収集・分析・コード設計によるプログラム作成、パッケージ企画、サウンドデザインやアートデザインの創造など、AIを創造的に活用する。

#### (4) 教員による学習支援ツールの提供範囲

教員がゼミ・講義の一環として提供する生成AIツールの利用は、授業・指導の方針に従う限り、学習支援として認められます。本学には、教員が研究および学生支援の一環として、例えば次のようなシステムを自ら開発・運用している場合があります。

- ・卒業論文のテーマ決めを支援するチャットボット
- ・講義資料をもとに質問対応をするチャットボット
- ・MoodleなどLMSの学習データと生成AIを連携した個別最適な学習支援を行うシステム

これらは、本学全体の共通サービスというより、各担当教員が自分のゼミ・講義・研究プロジェクトの一環として提供している学習支援ツールです。それぞれの授業・ゼミで示される利用目的や注意事項、プライバシーに関する説明を理解したうえで利用する限り、ガイドライン上、担当教員の指示および学内規程に従って適切に利用してください。

#### (5) 生成 AI の出力は、正確とは限らない

生成 AI は誤情報や偏りを含む可能性があります。出力を鵜呑みにせず、複数の情報源（特に一次情報）で検証してください。

#### (6) 生成 AI を利用した場合の「明示」について

提出物（レポート、卒業研究、発表資料、プログラム、画像等）や公開物に生成 AI を利用した場合の明示の要否・書き方は、5-(2)に従ってください。なお、授業・課題・試験で担当教員が別途指示している場合は、必ずそれを優先します。

## 2. 活用方法

本学での講義や研究、業務内容を自分自身で深めたい場合や、学習効率を高めたい場合に、本ガイドラインの下で生成 AI を適切に活用することを推奨します。ただし、生成 AI の利用制限や禁止が指示されている場合は、その指示に従ってください。

#### (活用例 1) 教育（教材・授業設計・学習支援）

- 教材案、設問案、解説案、評価ルーブリック案のたたき台作成（※最終版は教員が点検・修正）
- 学生の質問に対する説明の言い換え例の作成（※誤りの混入に注意）
- 生成 AI の限界（誤情報・バイアス）を題材にした AI リテラシー教育の実施

#### (活用例 2) 評価・不正防止（設計面の工夫）

- 生成 AI の利用が前提となり得る環境を踏まえ、課題設計・評価方法を工夫する（プロセス評価、口述確認、小テスト併用等）
- AI 判定ツールを使用する場合でも、結果のみで断定しない（誤判定の可能性を前提に運用する）

#### (活用例 3) 研究

- 論点整理、要約、翻訳、文章校正の補助
- プログラミング補助（コードレビュー案、デバッグ案等）

※文献情報・引用・数値等は必ず原典で確認し、研究不正につながる利用を避ける

#### (活用例 4) 業務

- 公開情報に基づく要約、文章校正、定型文案の作成  
※機密情報・個人情報の入力禁止、最終版は人が確認

## 3. 禁止事項

この「禁止事項」は、学問における誠実性の観点から、本学として不適切・不正とみなし得る行為を具体化したものです。

#### (1) 成果物の「すり替え」（剽窃・盗用に該当し得る行為）

- ・生成 AI の出力を、そのまま（または一部改変して）自分の成果物として提出する行為

- ・生成 AI の使用が求められている（または明示が必要な）のに、使用を隠して提出する行為
- ・出典を示さずに、生成 AI が作った文章・図表・コード・画像等を引用・転載する行為

#### (2) 捏造・改ざんの助長

- ・存在しない文献・判例・統計・実験結果・引用等を生成 AI で作り、それを根拠として提示する行為
- ・生成 AI 出力を根拠確認せずに「事実」として断定する行為（検証を回避する目的での利用）

#### (3) 他者の権利侵害・有害行為

- ・著作権、肖像権、プライバシー等を侵害する目的・態様での利用
- ・ヘイトスピーチ、差別、誹謗中傷、犯罪を助長する目的・態様での利用
- ・本学や他者になりすまし、誤認を招く形で生成物を公開する行為

#### (4) 不適切な情報の入力（情報漏えい等）

- ・個人情報や機密情報等を、外部の生成 AI サービスに入力・アップロードする行為（詳細は 4 章）
- ・学内限定資料（未公開資料、答案、試験問題、成績情報等）を無断で入力する行為

#### （補足）疑義が生じた場合の説明

提出物の正当性確認のため、下書き、参照した資料、生成 AI の利用記録（プロンプトや出力のメモ等）の提示や説明を求められる場合があります。説明できるよう、記録を残すことを推奨します。

### 4. 注意事項 1（生成 AI に入力する場合）

生成 AI を利用するにあたっては、「入力（プロンプトや添付資料）」と「出力（生成物の利用）」の両方に注意が必要です。本章では入力時の注意事項を示します。

#### (1) 公開可能な情報のみを入力する

生成 AI サービスによっては、入力内容が保存・共有・学習等に利用される可能性があり、また後から削除できない／削除が困難な場合があります。したがって、外部に公開されても問題ない情報のみを入力してください。次の情報は入力・貼付・アップロードしてはいけません。

- ・個人情報（氏名、学籍番号、住所、電話、メール、顔写真、健康情報、成績等）
- ・他者の個人情報（友人・教職員・第三者を含む）
- ・学内の機密情報／未公開情報（会議資料、内部連絡、試験問題・模範解答、答案、成績情報 等）
- ・研究上の機密（未公開データ、共同研究情報、特許・出願前情報、NDA 対象情報 等）

#### (2) 法令・規程・契約（利用規約含む）を遵守する

- ・他者の著作物（教科書、論文、配布資料、ウェブ記事、画像等）を、無断で大量に入力・転載・アップロードしない。
- ・生成 AI が出力したものでも、既存著作物と同一・類似となる可能性があります。公開・配布・提出の前に、出典・権利・引用の適法性を確認してください。

### (3) 有害な利用をしない

ヘイトスピーチや差別的言論、犯罪を助長する内容など、一般社会で有害と見なされる情報の入力・生成・拡散は禁止します。

## 5. 注意事項 2 (生成 AI の出力を利用する場合)

本章では、生成 AI からの出力（生成物）を利用する際に注意すべき事項を示します。

### (1) 生成物（出力文章等）の信憑性を確認する

生成 AI は、誤情報（ハルシネーション）を含む文章を生成することがあります。また偏った価値観・倫理観が反映される恐れがあります。出力を鵜呑みにせず、複数の情報源を用いて事実確認を行い、一次情報（原論文、公式資料等）に基づく裏付けを取ってください。

### (2) 生成 AI の利用を明示する（提出・公開を含む）

生成 AI は教育・研究・業務の補助として活用できますが、成果物における「作成者の表現・考え・検証」の範囲を明確にし、説明可能性を確保するため、以下の基準で明示してください。

授業・課題・試験で担当教員が示す指示がある場合は、その指示を最優先とします。また、研究・業務で研究責任者または所属長等が別途指示している場合も、その指示を最優先とします。

#### ① 明示が「必須」の場合（原則として必ず書く）

次のいずれかに当てはまる場合は、提出物・公開物の中で明示してください。

- ・生成 AI が提示した文章・コード・図表・画像等を、そのまま、または軽微な修正で使用した場合
- ・章・節・論旨・構成・設計（見出し、アウトライン、結論の組み立て等）を AI 提案に基づき採用し、それが成果物の骨格になっている場合
- ・翻訳・要約・言い換え等を AI に行わせ、その結果を成果物として用いた場合（※原典確認は別途必要）
- ・授業担当教員、研究責任者または所属長等が「AI 利用は必ず申告」と指示している場合
- ・表 1 の「レベル 2・3」相当の運用が授業で求められており、運用ルールとして申告対象になっている場合

#### ② 明示が「推奨」の場合（迷ったらこちら：短く書けば OK）

- ・アイデア出し、観点整理、文章校正、デバッグの助言などで AI 提案を参照し、結果として内容・表現に一定の影響があったと自分で判断する場合
- ・後から「どこまで自分で作ったのか」を説明しづらいと感じる場合

#### ③ 原則として明示を「求めない」場合（※ただし授業担当教員・研究責任者・所属長等の指示があれば従う）

次のように、理解の補助にとどまり、成果物に AI の文章・構成・コード等を残していない場合は、通常は明示を求めません。

- ・講義内容や（会議・業務等の）自分のメモについて、NotebookLM や Gemini などで用語説明や要

約を見て理解を深めたが、成果物は自分の構成・自分の文章で新たに作成し、AIの表現や構成案を採用していない場合

- ・文法規則やエラー原因の「説明」だけを参照し、自分の理解で書き直し、成果物としてAI出力を残していない場合
- ・質問リストや学習・業務計画の“たたき台”を得たが、提出物の中身（主張・根拠・構成）には採用していない場合

※ 注意：NotebookLM や Gemini を含む外部サービスは、仕様・設定・利用規約により、入力内容の保存・共有・学習利用の扱いが変わり得ます。アップロード/入力は公開可能情報に限り、個人情報・業務上の機密情報・学内限定資料・未公開研究データ等は入力しないでください。

#### ④ 明示の書き方（最小限テンプレ）

成果物の末尾などに、次の要素を1~3行程度で記載してください。

- ・利用した生成AI（例：Gemini / NotebookLM / ChatGPT 等）
- ・目的（例：観点整理、文章校正、デバッグ助言、翻訳等）
- ・利用範囲（例：第2節の構成案、コードの関数Xの修正案、図表の下書き等）と、AIの提案をどのように発展・改善させたか（採用／修正／却下等）

※ 記載例 → 「生成AI（Gemini）を、報告書の観点整理と構成案検討のために使用した。第2節の見出し案を参考にし、内容は一次資料に基づき自分で記述した。」

#### ⑤ 補足（説明を求められる場合）

必要に応じて授業担当教員、研究責任者または所属長等が、下書きや参照資料、利用記録（プロンプトや出力メモ等）の提示を求めることがあります。説明できる範囲で記録を残すことを推奨します。

#### （3）参考文献・引用の扱い

生成AIの出力それ自体は一次情報ではありません。引用や根拠提示が必要な場合は、必ず一次情報を確認し、一次情報を出典として示してください。

#### （4）最終確認と責任

生成AIの利用により生じる問題（情報漏えい、権利侵害、不正等）を避けるため、自分自身で内容を精査してください。

#### （付記）

本ガイドラインは一般的な留意事項を示すものであり、個別の授業の指示や法的助言に代わるものではありません。最終的な責任は利用者にありますが、本学は教育的支援として相談・周知を行います。